

# 奈良県いじめ防止基本方針の改定について（概要）

## 奈良県いじめ防止基本方針の位置付け

- ✓ 「いじめ防止対策推進法」第12条に基づき、国のいじめ防止基本方針を参酌し、奈良県におけるいじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるもの。

### ➤ 改定をおこなう経緯

- ✓ 奈良県いじめ防止基本方針策定（平成28年3月）から4年が経過し、国の「いじめの防止等のための基本方針（平成29年3月改定）」や「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月策定）」の内容を参酌し、改定する必要が生じている。
- ✓ 改定にあたっては、令和元年度から2年度にかけて「奈良県いじめ防止対策連絡協議会」において、専門家や関係機関・団体から意見聴取を実施。

### ➤ 改定のスケジュール・改定時期・対象期間

- ✓ 改定時期：令和3年3月
- ✓ 対象期間：国の動向や県の実情に合わせて、概ね3年で必要な見直し等を行う。
- ✓ 改定スケジュール  
令和2年 12月 方針案を議会（文教くらし委員会）に報告  
令和3年 1月 パブリックコメント（12月～1月、県民から意見聴取）  
3月 方針を議会（文教くらし委員会）に報告

### ➤ 改定主要内容

#### いじめ対策についての基本的な考え方

- けんかやふざけあいと見えるもののなかにもいじめがあると考え、いじめの認知にあたる必要があることを追記
- いじめの解消の定義を追記し、解消したとみられる場合でも心のケアや支援を行っていくことを追記

#### いじめの防止等のために県が実施する取組

- 教職員向け研修会やPTA、関係団体向け説明等の実施を追記

#### 学校が実施する取組

- 各学校のHP掲載や、児童生徒、保護者への説明など、学校いじめ防止基本方針の内容を確認できる措置を講じることを追記
- 教職員が備えるべき素養、いじめ被害・加害児童生徒の指導と支援について留意事項を追記

#### 重大事態への対処

- 学校又はその学校の設置者による調査の実施、附属機関等への積極的な資料提供、調査結果を重んじ主体的に再発防止に取り組むことを追記
- 加害児童生徒に対する指導内容や教職員に対する聞き取りのうえ、改めて事実関係を把握し再発防止に努めることを追記
- 調査結果を公表する場合、いじめ被害側・加害側双方に公表の方法・内容を確認のうえ対応することを追記